

受付日

令和6年度分（令和5年分所得）

市民税申告書

フリガナ

氏名

伊丹市長 宛

年 月 日 提出

現住所

生 年 月 日

明・大・昭・平・令

年 月 日

個人番号

業種又は職 業

電話番号

世帯主の氏名

世帯主との続柄

代理人の氏名

			A 収 入 金 額		B 必要経費（専従者給与額を含む。）	C 青色申告特別控除額	所得金額（A－B－C）	
収 入 金 額 及 び 所 得 金 額	事 業	営 業 等	ア	円	円	円	(1)	円
		農 業	イ				(2)	
		不 動 産	ウ				(3)	
		利 子	エ				(4)	
		配 当	オ				(5)	
	雑	給 与	カ				(6)	
		公的年金等	キ				(7)	
		業 務	ク				(8)	
	そ の 他		ケ				(9)	
所 得 金 額			A 収 入 金 額	円	B 必要経費	円	C 差引金額（A－B）	円
	短 期	コ			ス		タ	
	長 期	サ			セ		チ	
	一 時	シ			ソ		ツ	
総合譲渡・一時 [タ + { (チ + ツ) × 1 / 2 }]							(10)	円
所 得 の 合 計							(11)	円

控除者 同一生計 配偶者 特別	フリガナ氏 名		生 年 月 日	障害の程度
			明・大・昭・平・令	身・療・精
			年 月 日	級
個人番号			☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整	
合計所得金額	(19)	円	☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）	

配偶者特別控除を受ける場合のみご記入ください。↑

控除対象扶養親族	1	フリガナ氏 名		続 柄	生 年 月 日	障害の程度	扶 養 控 除 額
					明・大・昭・平・令	身・療・精	万円
				年 月 日	級		
2	個人番号			☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整			
			明・大・昭・平・令	身・療・精	万円		
			年 月 日	級			
3	個人番号			☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整			
			明・大・昭・平・令	身・療・精	万円		
			年 月 日	級			
16歳未満 （控除対象の 象扶外養親族）	1			平・令	身・療・精		
				年 月 日	級		
		個人番号			☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整		
2			平・令	身・療・精			
			年 月 日	級			
	個人番号			☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整			
3			平・令	身・療・精			
			年 月 日	級			
	個人番号			☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整			

点線以下は職員記入欄です。

宛 名 番 号				
審査	入力		受付	
配偶者控除 控配		扶 養 控 除 一般 特定 老人 同老	扶養障害 普障 特障 同障	年少 同一
本人該当事項 未成 普障 特障 寡婦 理由 ひ親 勤学 配専 控専		専従者 調整		

所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	(12)	円
	小規模企業 共済等掛金控除	(13)	
	生命保険料控除	(14)	
	地震保険料控除	(15)	
	寡婦、ひとり親控除	(T)	
	勤労学生、除 障害者控除	(U)	
	配偶者控除	(V)	
	配偶者特別控除	(16)	
	扶 養 控 除	(W)	
	基礎控除	(X)	
小 計	(Y)		
雑 損 控 除	(17)		
医療費控除	区分 ☐	(18)	
合 計	(Z)		

セルフメディケーション税制の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「√」と記入してください。

旧生命保険料	a	円
新生命保険料	b	
介護医療保険料	c	
旧個人年金保険料	d	
新個人年金保険料	e	
地震保険料	f	
旧長期損害保険料	g	

令和6年度分 市民税・県民税申告書受付証

様

受付日付印

市民税・県民税税額決定・納税通知書の発送は6月10日頃を予定しています。

令和6年度（令和5年分）市民税・県民税の申告について

市税につきまして、平素よりご理解とご協力をいただきありがとうございます。
令和6年度の市民税・県民税（住民税）は、令和5年中の所得等により計算され、令和6年1月1日に居住していた市区町村で課税されます。市民税・県民税額を正しく計算するためには、市民税・県民税の申告が必要です。で、別紙の「令和6年度 市民税・県民税申告書の書き方」を参考に市民税・県民税申告書を作成してください。

◆申告をしなければならない人

- 令和6年1月1日現在、伊丹市に居住している人
ただし、(ア)～(オ)に該当する人は申告の必要はありません。
(ア)所得が全くない人（注1）
(イ)個人の市民税・県民税がかからない人（注1）
(ウ)所得が給与所得のみの人で、勤務先から伊丹市に対して給与支払報告書が提出されている人
(エ)所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、年金の支払者から伊丹市に対して公的年金等支払報告書が提出されている人（注2）
(オ)税務署に所得税の確定申告書を提出する人（注3）

- 伊丹市に居住していない人で、伊丹市に事務所・事業所又は家屋敷のある人

- (注1) 申告する必要がある場合であっても、保育所入所及び就学援助申請手続・公営住宅の申請・扶養の認定・国民健康保険税の算定などのために**所得(がないこと)の申告や非課税証明書が必要な人**は申告が必要です。
(注2) 年金から天引きされるもの以外に社会保険料控除や生命保険料控除があるなど、申告が必要になる場合もあります。
(注3) 上場株式等に係る譲渡所得等・配当所得等について、令和6年度以降、**所得税と異なる課税方式を選択することはできません。**

令和6年度課税（非課税）証明書の交付申請の受付開始は6月10日頃を予定しています。

◆個人の市民税・県民税がかからない人

個人の市民税は、一般に個人の県民税とあわせて**市県民税**と呼ばれ、一定の額を負担していただく**均等割**と、前年の所得に応じて負担していただく**所得割**があります。

- 均等割、所得割ともにかからない人（非課税）**
*生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
*障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦に当てはまり、令和5年の合計所得金額【申告書表面の(11)の欄】が、135万円以下の人
*令和5年の合計所得金額【申告書表面の(11)の欄】が、35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+31万円以下の人〔同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合は45万円以下〕
- 所得割だけがからない人（均等割のみ課税）**
*令和5年の総所得金額等【申告書表面の(11)の欄】が、35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+42万円以下の人〔同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合は45万円以下〕

◆森林環境税

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が導入されます。同税は国税ですが、賦課徴収の便宜を考慮し、市が個人市県民税の均等割とあわせて年額1,000円を賦課徴収し、令和6年度以降の課税に適用します。なお、同額の震災復興臨時措置の均等割引き上げが令和5年度で終了するため、税負担は変わりません。

◆申告をする時に必要なもの

【個人番号・本人確認書類】

- 個人の住民税の申告手続では、個人番号（マイナンバー）を記載していただく必要があります。
つきましては、なりすまし等を防ぐため法令等に基づき、次の①②いずれかの書類のご提示をお願いいたします。
①個人番号（マイナンバー）カード
②通知カード（記載された住所・氏名等が住民票に記載されている事項と一致している通知カードに限りです。）又は、マイナンバーの記載のある住民票の写し、若しくは住民票記載事項証明書、及び身元確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証など）

【各種所得・控除を証明する資料】

- ・所得の証明となるもの(令和5年分の源泉徴収票・給与支給明細書など)
- ・社会保険料控除〔国民健康保険の保険税(料)・国民年金の保険料・介護保険の保険料など〕、生命保険料控除、地震保険料控除及び平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険料控除がある場合は、その領収書又は証明書
- ・雑損控除（災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合に該当する所得控除）がある場合は、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類

◆郵送でも申告ができます。全て記載できない場合は、氏名・個人番号（マイナンバー）・連絡先・扶養親族を記載の上、上記資料（①及び②については、コピー※）を同封してください。

※健康保険証については、被保険者等記号・番号等にマスキング（目隠し）を施してください。

◆所得の種類(主なもの)と計算方法

(1) 営業等の所得	販売業、飲食業、サービス業、 外交員、大工、左官など	収入金額－必要経費
(6) 給 与 所 得	パート・アルバイトなどに よる収入を含む	収入金額－給与所得控除額
(7),(8),(9) 雑 所 得	キ 公 的 年 金 等 ク 業 務 ケ そ の 他	公的年金等収入額－公的年金等控除額 収入金額－必要経費

◆所得控除(所得金額より差し引かれるもの)

(12) 社 会 保 険 料 控 除	国民健康保険、その他の健康保険、国民年金、 介護保険などの掛金がある場合	(全額)
(13) 小規模企業共済 等 掛 金 控 除	小規模企業共済法に規定された共済契約（旧 第二種共済契約を除く。）に基づく掛金、個 人型又は企業年金加入者掛金（iDeCoの掛金 など）又は心身障害扶養共済掛金の支払額が ある場合	(全額)
(14) 生 命 保 険 料 控 除	生命保険契約等の保険料又は掛金がある場合	
(15) 地 震 保 険 料 控 除	地震保険及び平成18年12月31日までに締結し た旧長期損害保険について支払った保険料が ある場合	
(17) 雑 損 控 除	災害や盗難、横領に遭い、損失が生じた場合	
(18) 医 療 費 控 除	治療などのために医師等に支払った医療費が ある場合	
(T) ひとり親控除	次の①～③の全てに該当する人…………… ①現に婚姻をしていない*又は配偶者の生死が不明 ②扶養親族である子を有している ③前年の合計所得金額が500万円以下	30万円
(T) 寡 婦 控 除	ひとり親に非該当かつ前年の合計所得金額が500万円以下 の人で次のいずれかに該当する人…………… ①夫と離婚した後、婚姻をしておらず*、子以外の扶養 親族を有している ②夫と死別した後、婚姻していない*又は夫の生死が不明である	26万円
(U) 障 害 者 控 除	納税義務者、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合 1人につき…………… ただし、その者が特別障害者である場合…………… 同一生計配偶者又は扶養親族のうち特別障害者であり、納税義務 者、その配偶者又は納税義務者と生計を一にするその他の親族の いずれかとの同居を常況としている場合……………	26万円 30万円 53万円
(U) 勤 労 学 生 控 除	納税義務者が法令に規定する学校の学生・生徒で合計所得 金額が75万円以下で、かつ自己の勤労による所得以外の 所得が10万円以下である場合……………	26万円
(V) 配 偶 者 控 除	生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親 族又は事業専従者を除く）を有する納税義務者で、 前年の合計所得金額が1,000万円以下の者である 場合（詳細は申告書の書き方をご参照ください）	
(16) 配偶者特別控除		
(W) 扶 養 控 除	扶養親族が16歳以上19歳未満である場合…………… 扶養親族が19歳以上23歳未満である場合…………… 扶養親族が23歳以上70歳未満である場合…………… 扶養親族が70歳以上である場合…………… 扶養親族が70歳以上で、かつ納税義務者又はその配偶者の 直系尊属で同居を常況としている場合……………	33万円 45万円 33万円 38万円 45万円
(X) 基 礎 控 除	合計所得金額が2,400万円以下である場合…………… 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下である場合…………… 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下である場合…………… 合計所得金額が2,500万円超である場合……………	43万円 29万円 15万円 控除適用なし

※ 住民票の記載で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがある
場合を除きます。

◆国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付
について

Tax Exemption for Dependents Living Overseas

国外居住親族について扶養控除等の適用を受けようと
する居住者は、下表のとおり、その国外居住親族の年齢
等の区分に応じて、該当する全ての確認書類を申告時に
提出又は提示する必要があります。

		確認書類	
30歳未満又は70歳以上		親族関係書類	送金関係書類
30歳以上 70歳未満	①留学により国内に住所及び 居所を有しなくなった者	親族関係書類及び留学ビザ等書類	送金関係書類
	②障害者	親族関係書類	送金関係書類
	③その居住者からその年に おいて生活費又は教育費に 充てるための支払を 38万円以上受けている者	親族関係書類	38万円送金書類
	(上記①～③以外の者)	(扶養控除の対象外)	

◆税額控除(調整控除)

【市民税・県民税の課税総所得金額等が200万円以下の人】

次の①と②のいずれか小さい額の5％（市民税3％、県民
税2％）に相当する金額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に
おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②市民税・県民税の課税総所得金額等

【市民税・県民税の課税総所得金額等が200万円超の人】

①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合
は5万円）の5％（市民税3％、県民税2％）に相当する金額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に
おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②市民税・県民税の課税総所得金額等から200万円を控除
した金額

控除の種類	金額	控 除 の 種 類	金 額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超
障害者 控 除	普 通 1万円	配 偶 者	一 般 5万円 10万円
	特 別 10万円	控 除	老 人 4万円 6万円
	同居特別 22万円	配偶者 特 別 控 除	48万円超 50万円未満 50万円以上 55万円未満
寡 婦 控 除	1万円	一 般	5万円 老人 10万円
ひとり親 控 除	父 1万円	特 定	18万円 同居 老親等
	母 5万円		
勤労学生控除	1万円		

なお、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合には、調整
控除は適用されません。

◆送付先及びお問い合わせ先

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市 財政基盤部 税務室 市民税課
T E L (072) 784-8022（直通）
F A X (072) 784-8029

◆給与所得の内訳

（アルバイト・パート勤務等により、賃金・報酬の
支払を受けていた人で、源泉徴収票のない人は記入
してください。）

勤 務 先	名 称						
	所 在 地						
	電話番号						
月 別		収 入		月 別		収 入	
1 月				7 月			
2 月				8 月			
3 月				9 月			
4 月				10 月			
5 月				11 月			
6 月				12 月			
賞与（ボーナス）等							
合 計							

◆配当所得の内訳

配当所得の種類	支 払 者 の 名 称 及 び 法 人 番 号 又 は 所 在 地	支 払 確 定 年 月	収 入 金 額	必 要 経 費
			円	円

◆事業税に関する事項

非 課 税 所 得 な ど			円
損益通算の特例適用 前 の 不 動 産 所 得			円
事業用資産の 譲渡損失など	資産の種類	損失額・被災損失額（白）	円
前 年 中 の 開（廃）業	月 日 開始・廃止		
事 業 所 等 所 在 地			

◆寄附金に関する事項

都道府県・市区町村分 （特例控除対象）	円	条 例 指定分	兵庫県	円
兵庫県共同募金会、日赤兵庫県支部分、 都道府県・市区町村分(特例控除対象以外)			伊丹市	

◆別居の配偶者・扶養親族に関する事項

	フリガナ 氏 名	個 人 番 号	住 所	国 外 居 住
1				☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
2				☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払

◆所得から差し引かれる金額に関する事項

雑損除	損害金額 (A)		円	保険金などで 補てんされる 金額(B)		円	差引損失額(A－B) のうち災害関連支出 の金額		円
医療費 控除	支払医療費			円	保険金などで 補てんされる 金額			円	
	□通常の医療費控除 □セルフメディケーション税制 (いずれかを選択してチェックしてください。)								
小規模企業共済等掛金控除					支払掛金の計		円		
社会 保険料 控除	源泉徴収票記載 の社会保険料			円	国民年金 保険料の計		円		
	国民健康 保険税(料)の計				介護保険料の計				
	後期高齢 者医療保険料の計								
生命 保険料 控除	新生命保険料の計			円	新個人年金 保険料の計		円		
	旧生命保険料の計				旧個人年金 保険料の計				
	介護医療 保険料の計								
地震 保険料 控除	地震保険料の計			円	旧長期損害 保険料の計		円		
本人 該当 事項	□寡婦控除 〔 1. 死別 2. 離婚 〕 〔 3. 生死不明 4. 未帰還 〕				□ひとり 親控除		□勤労学生控除 (学校名)		
	□障害者控除 身体・療育・精神								

◆事業専従者に関する事項

フリガナ 氏 名		生 年 月 日	続 柄
		明・大・昭・平・令 年 月 日	
個人番号			従事 月数
専従者給与 (控除)額	円	青色申告の承認	有 ・ 無

◆住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除可能額	円
居 住 開 始 年 月 日	年: 月: 日
住宅借入金等特別控除区分	

◆給与・公的年金等に係る所得以外の
所得に係る市民税・県民税の納税方法

- ☐ 給与から差引き（特別徴収）
☐ 自分で納付（普通徴収）

◆伊丹市使用欄 課 税 証 明 簿 発 行 () 枚
非 課 税 証 明 簿